

市第70号議案

市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定

次のように市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
鶴見区及び神奈川区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
西区、中区、南区及び保土ヶ谷区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設	同	同	同
港南区及び戸塚区内に存する市営住宅及び共同施設	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一 美	同
旭区内に存する市営住宅及び共同施設	中区真砂町2丁目22番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一	同

磯子区、金沢区 及び栄区内に存 する市営住宅及 び共同施設並び に改良住宅及び 地区施設	同	同	同
港北区、青葉区 及び都筑区内に 存する市営住宅 及び共同施設	東京都世田谷区 用賀 4 丁目 10 番 1 号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役 社長 木村 昌平	同
緑区内に存する 市営住宅及び共 同施設	同	同	同
泉区及び瀬谷区 内に存する市営 住宅及び共同施 設	神奈川県栄町 8 番地の 1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一 美	同

提 案 理 由

市営住宅等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）

